主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和8年7月分）

◆受付件数と区分　　（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	12	11	0	3	903	10	939

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例（令和8年7月分）

▸ **（都民の声） 災害等で被害を受けた場合に、都税の減免や納税の猶予などはありますか。**

（回答） 風水害や地震、火災などの災害等により甚大な被害を受けた場合には、「都税の減免」を受けられることがあります。

減免の対象となる都税は複数あり、それぞれ減免を受けられる一定の基準が設けられています。減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。減免は申請した日以降に到来する納期限分から適用されますので、お早めにお手続きください。

また、災害等により、一時に税金を納めることが困難な場合には、分割等により納税ができるようになる制度（徴収猶予）等があります。申請要件を満たした場合には、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予されます。

申請様式や手続等の詳細は、以下のURLよりご確認ください。

トップページ＞軽減制度＞災害等により被害を受けたとき
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/genmen/disaster

▸ **（都民の声） 耐震化のために住宅の建替えや改修を行った場合、税の軽減等はありますか。**

（回答） 東京都23区内で耐震化のための建替え又は改修を行った住宅のうち一定の要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。

減免を受けるためには、以下の期限までに申請が必要です。建替えと改修で期限が異なりますので、ご注意ください。

〇減免対象
①昭和57年１月１日以前から所在する家屋を、
令和13年３月31日までに建替えまたは改修を行い耐震基準を満たした住宅
②昭和57年１月２日から平成13年１月１日までに新築され、
令和13年３月31日までに改修を行い耐震基準を満たした一定の木造住宅
※その他所有者要件等がございます。

〇申請期限
【建替え】
新築された年の翌々年の２月末
※１月１日新築の場合は翌年の２月末

【改修】
改修工事が完了した日から3か月以内

要件、減免される期間・税額、申請手続等の詳細は、以下のURLよりご確認ください。

トップページ＞税金の種類＞不動産と税金＞固定資産税・都市計画税（土地・家屋）＞耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免(23区内)～住宅の耐震化を支援します～
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi/taishin

提言 ：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 ：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 ：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 ：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 ：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 ：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。